

柴崎地区集落座談会 会議録

1. 会議名称 柴崎地区集落座談会

2. 開催日時 平成 27 年 2 月 24 日（火）午後 6 時から午後 7 時 30 分まで

3. 開催場所 柴崎自治会館

4. 会議に出席した者の氏名

農業者	8 名
新規就農者	3 名
農業委員	3 名
農業委員会事務局	1 名
農政課	4 名

5. 協議区域の範囲 柴崎集落（主に北新田地区）

6. 議題

テーマ「今後の柴崎地区の農業のあり方について」

- (1) 人・農地プラン策定による事業の活用について
- (2) 農地中間管理機構による協力金の活用について
- (3) 多面的機能支払制度について
- (4) ナラシ対策について
- (5) その他

7. 協議結果を取りまとめた年月日 平成 27 年 2 月 25 日（水）

8. 会議の内容

農政課から、人・農地プラン策定事業として集落座談会開催の趣旨を説明した。

続いて、我孫子市と柴崎地区の農業の現状（農業者の高齢化や耕作放棄地の増加等）、及び柴崎地区の「人と農地の問題を解決する」ための諸施策について、以下説明と問題提起を行った。

- ・ 「人・農地プラン」は地区ごとに作成することが望ましく、このプランを充実させていくためには、市内の各集落における継続的な話し合いが必要であることを問題提起した。
- ・ 集落営農組織の法人化への推進について説明を行った。
- ・ 後継者の育成、農地中間管理事業の活用及び集積協力金について説明を行った。
- ・ 集落で農地整備等を行い、交付を受ける多面的機能支払いについて説明を行った。
- ・ 最後に、米価下落対策としてナラシ対策の概要について説明を行った。
- ・ 新規就農者の紹介を行なった。
- ・ 最後に、今後の北新田地区内の畠地について貸し出しを行いたい旨の申出があったときには、新規就農者の規模拡大及び新規就農予定者への農地の斡旋も含めた支援等の確認を行なった。

農政課の説明と問題提起を受けた後の主な質疑応答は次のとおり。

農業者：北新田は農地というより遊水池の意味合いが強い。例えば 50 年後に農地以外の活用は出来ないのか。

農政課：50 年後の状況もあるのではっきりしたことは言えないが、農地は農地として活用していくのが原則となる。

農業者：人と農地の問題というのは、耕作放棄地にしてもらっては困るというのが前提と思う。農民の所得のことは考えていないのか。

農政課：まずは今ある農地をどうやって活用し、そこからどうやって所得に繋げていくのかを考える必要がある。また、国の施策も取り入れられるものは有効に活用していくことも必要である。その方策を集落座談会等で相談、検討していくという仕組みでもある。

農業者：集落営農チーム柴崎を法人化させたとして、大きなライスセンターをどこに建てて、返済の目途が立つかという問題もある。

農政課：確かに今の個人経営で販売先も確保できている現状、また米価が大幅に下落した中では、集落営農チーム柴崎の法人化は難しい問題ではあるが、あくまでも10年後、20年後の柴崎の農地をどうしていくのかを話し合う意味では、いまある集落営農組織をどう発展させていくのを考えるのも選択肢ではある。

農業者：飼料用米の制度（出荷方法等）が、毎年変更されるがどうにかならないか。

農政課：飼料用米の制度も含めて農業施策がたびたび変更されることに対して、市町村側から千葉県へも意見は出している。また、県から国に対しても要望はされていることとは思う。

農業者：農地中間管理機構に農地を貸し出した場合に、農地の管理は農地中間管理機構が管理をしてもらえるのか。

農政課：借受者が決まるまでの間は、所有者が管理することになる。

農業者：農地中間管理機構の協力金はいつの時点で交付可能となるのか。貸し出しの意思表示をした時点なのか。

農政課：協力金についても、借受者が決まった時点となる。

農業者：協力金は毎年でるのか。

農政課：協力金は1回となる。

農業者：耕作放棄地を再生後に大豆を作付けした場合に、10a当たりどのくらいの交付金がでるのか。

農政課：大豆は国が奨励している作物になるので取り組みの仕方によっては、10a当たり7万円は受け取れる。また、耕作放棄地の再生後だとさらにプラスになり、数量払い分もプラスとなる。

農業者：大豆は作るだけでいいのか。

農政課：販売をすることが条件となる。

農業者：すでに利用権を設定している場合で、協力金目当てに解約し再設定した場合協力金が交付されることはあるのか。

農政課：同一人物との再設定は協力金の対象とはならないが、集落での合意形成が図られ農地の連担化等の目的がある場合は対象となる。